官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
一　○国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通一〇）
〔その他告示〕
二　○円借款の供与に関する日本国政府とガイアナ協同共和国王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務六四）
三　○保安林の指定を解除する件（農林水産一七二～一八七）
四　○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（国土交通二八〇）
五　○高速自動車国道に関する件（同二八一～二八三）
六　○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁七）
七　○海上における射撃訓練を実施する件（防衛四〇、四一）
八　○道路に関する件（関東地方整備局三六～三八）
八　○都市計画に関する件（同三九、四〇）
八　○都市計画に関する件（中部地方整備局一二、一三）
八　○道路に関する件（中国地方整備局一五）
八　〔人事異動〕
八　内閣　法務省　最高裁判所
八　〔皇室事項〕
八　〔官庁報告〕
八　官庁事項
八　情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律に定める国土交通大臣の権限又は事務について委任を行うこととした件（国土交通省）
八　中国地方整備局公示（中国地方整備局）
八　法　務
八　公証人任免（法務省）
八　日本国に帰化を許可する件（法務省告示配二一）
八　〔公　告〕
八　諸　事　項
九　官庁
九　財団、河川法に基づく工作物返還に係る公示、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止関係
九　裁判所
九　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
一〇　会社その他
二六

省令

○国土交通省令第十号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第四条の規定に基づき、国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月十八日　国土交通大臣　金子　恭之

国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和四年国土交通省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
別表（第三条関係）	
項名	歳入等
一	（略）
二	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六条第一項に規定する者（海技免状若しくは操縦免許証の有効期間の更新を申請する者、海技免状若しくは操縦免許証の再交付を申請する者、海技免許若しくは操縦免許について付されている限定の変更若しくは解除を申請する者又は小型船舶操縦士免許原簿に登録された事項の変更を申請する者に限る。）が同項の規定により国に納めなければならない手数料
三	イ　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百二条第一項第一号から第四号まで、第七号若しくは第十号に掲げる者（自動車検査証又は検査標章の再交付を申請する場合に限る。）が同項の規定により国に納めなければならない手数料

改正前	
別表（第三条関係）	
項名	歳入等
一	（略）
二	イ　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百二条第一項第一号から第四号まで、第七号若しくは第十号に掲げる者又は第十一号に掲げる者（自動車検査証又は検査標章の再交付を申請する場合に限る。）が同項の規定により国に納めなければならない手数料 ロ　道路運送車両法第百二条第二項に規定する者が同項又は同条第三項の規定により国に納めなければならない手数料

検査証又は検査標章の再交付を申請する場合に限る。）が同項の規定により国に納めなければならない手数料

ロ　道路運送車両法第百二条第二項に規定する者が同項又は同条第三項の規定により国に納めなければならない手数料

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

その他告示

○外務省告示第六十四号

令和八年一月二十二日にジョージタウンで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がガイアナ協同共和国政府との間に行われた。

令和八年二月十八日

（日本側書簡）

外務大臣　茂木　敏充

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ガイアナ協同共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とガイアナ協同共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　五十二億四千二百万円（五、二四二、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、米州開発銀行による気候に対して強靭（じん）なガイアナの水道基盤整備計画に基づく上水道整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ガイアナ協同共和国政府に供与されることとなる。

2　(1)　借款は、ガイアナ協同共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。

(b)　年間の利子率は、一・九パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の効力発生の日の後五年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ガイアナ協同共和国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行った支払又は将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ガイアナ協同共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡと米州開発銀行との間で作成された枠組協定に従って調達されることを確保する。

5　ガイアナ協同共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してガイアナ協同共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためガイアナ協同共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ガイアナ協同共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してガイアナ協同共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してガイアナ協同共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してガイアナ協同共和国において課される全ての関税及び関連の財政賦課金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してガイアナ協同共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(e)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の購入に関してガイアナ協同共和国において課される全ての付加価値税

8　ガイアナ協同共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びガイアナ協同共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

9　ガイアナ協同共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びガイアナ協同共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年一月二十二日にジョージタウンで

ガイアナ協同共和国駐在
日本国特命全権大使　梅澤彰馬

ガイアナ協同共和国
外務・国際協力大臣　ヒュー・ヒルトン・トッド閣下

（ガイアナ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ガイアナ協同共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年一月二十二日にジョージタウンで

ガイアナ協同共和国

外務・国際協力大臣　ヒュー・ヒルトン・トッド

ガイアナ協同共和国駐在

日本国特命全権大使　梅澤彰馬閣下

○農林水産省告示第百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

○農林水産省告示第百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県南島原市加津佐町丁字原ノ七　四四五三の二、四四五四の一、四四五七の三、四四五八の三、字原ノ十　四六三〇の四、四六三一の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市篠原町徳間三八の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県宇和島市津島町下畑地戊二七の四、戊二七の六（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県宇和島市津島町槇川二〇五四の二、二〇五六の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県西条市中野字大平ラ丙一二〇の一一・丙一二一の九（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区梅ヶ島字桂ノ久保一三二四・字ロクロギ一三二五の一・一三四二の一・一三四二の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字ソイヤマ一四三八の二、一四三八の七（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町滝原字龍沢一七一七の三一（国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市四倉町上柳生字中山二五六の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県西条市中野字大平ラ丙一二一の一〇（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木松末字小汐一三九の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木星丸字清浄谷一二四二の二・一二四三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町堀之内字杉島一一一六・一一一八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区梅ヶ島字藤代二九四の二・二九四の四（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区梅ヶ島字藤代二九四の二・二九四の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二九四の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県三好市池田町西山山上志垣六一の二、六七の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○国土交通省告示第二百八十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1738	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「赤坂七丁目２番地区第一種市街地再開発事業施設建築物」の構造方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	赤坂七丁目２番地区市街地再開発組合	東京都港区赤坂七丁目２番28号	令和８年１月21日

○国土交通省告示第二百八十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十八日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年二月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　中国横断自動車道尾道松江線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
雲南市加茂町岩倉九二一番二から同市加茂町岩倉九一三番二まで	前	最大 一四二（メートル）	七八
		最小 七四	
	後	最大 一三九	
		最小 七四	

○国土交通省告示第二百八十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十八日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年二月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
廿日市市上平良字廣池一〇二九七番四八から同市上平良字廣池一〇二九七番四二まで	前	最大 三九五（メートル）	二一八
		最小 一一四	
	後	最大 三九五	
		最小 一五〇	

○国土交通省告示第二百八十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十八日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年二月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　中国縦貫自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山口市黒川字杉ノ木三三二一九番三から同市黒川字杉ノ木三三二九番二まで	前	最大 二一七（メートル）	三
		最小 二四	
	後	最大 二一七	
		最小 二四	

○海上保安庁告示第七号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年二月十八日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 巡視船 番号　船名 （略） PL 205　ごとう PL 206　だいとう （略）	別表 巡視船 番号　船名 （略） PL 205　ごとう （略）

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 91　くまかぜ （略）	別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 91　くまかぜ CL 92　はるかぜ （略）

第三条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 巡視船 番号　船名 （略）	別表 巡視船 番号　船名 （略）

第四条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 64　とりかぜ （略）	別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 64　とりかぜ CL 65　あまかぜ （略）

第五条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 59　しまかぜ （略） CL 91　くまかぜ （略）	別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 59　しまかぜ CL 61　きいかぜ （略） CL 91　くまかぜ CL 93　さるびあ （略）

第六条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 50　はまかぜ （略） CL 212　なつかぜ CL 215　きいかぜ （略）	別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 50　はまかぜ CL 51　みやぎく （略） CL 212　なつかぜ （略）

第七条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 215　きいかぜ CL 217　あまかぜ （略）	別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 215　きいかぜ （略）

第八条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 212　なつかぜ CL 213　はるかぜ CL 214　きそかぜ （略）	別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 212　なつかぜ （略）

第九条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 215　きいかぜ CL 216　みやぎく （略）	別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 215　きいかぜ （略）

附　則

この告示は、令和八年二月十九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定　令和八年三月一日
二　第三条の規定　令和八年三月三日
三　第四条の規定　令和八年三月五日
四　第五条の規定　令和八年三月九日
五　第六条の規定　令和八年三月十一日
六　第七条の規定　令和八年三月十九日
七　第八条の規定　令和八年三月二十四日
八　第九条の規定　令和八年三月二十五日

○防衛省告示第四十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年二月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年二月二十五日（予備、同月二十六日及び同月二十七日）の〇六〇〇から一七〇〇まで

区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年二月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年二月二十五日（予備、同月二十六日及び同月二十七日）の〇六〇〇から一七〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十八日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局北首都国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月十八日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 指定する道路の部分

区間	幅員	延長
つくば市平字平二九七番地先から同市柳橋字並木二四番二地先まで	○・○○～二・五一メートル	一・四五一キロメートル

(四) 指定する期日　令和八年二月十八日

○関東地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十八日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	つくば市平字平下二四九番から同市柳橋字谷津一四番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　令和八年二月十九日

○関東地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十八日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	安曇野市明科中川手三七四九番七から同市明科中川手四〇〇二番十一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和八年二月十八日

○関東地方整備局告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十八日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十一年建設省告示第三百七十八号富士北麓都市計画下水道事業富士北麓流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十一年三月十六日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十八日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第四百五十号富士北麓都市計画、都留都市計画、大月都市計画及び上野原都市計画下水道事業桂川流域下水道

三　事業施行期間　自平成六年三月二日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十八日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和八年中部地方整備局告示第九十八号名古屋都市計画教育文化施設事業一号臨空消防学校

三　事業施行期間　自令和四年十月十一日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十八日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和四年中部地方整備局告示第九十七号名古屋都市計画公園事業五・四・百六号愛知県防災公園

三　事業施行期間　自令和四年十月十一日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十八日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
広島市安佐北区可部南一丁目一八番三から同市安佐北区大林町字台六二三番一まで	A	八・九四～二八・三一メートル	〇・七五三キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	一八・四〇～一二六・四四	八・六〇七	
	A・B・C	八・九四～二八・三一 〇・〇〇～一三三・五三	〇・七五三 九・三三七	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

関東地方整備局長　橋本　雅道

人事異動

内　閣

特命全権大使　　今村　朗

願に依り本官を免ずる（二月十三日）

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　　城内　実

経済産業大臣赤澤亮正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　　城内　実

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を免ずる

（東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　　佐々木悠土

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上二月十四日）

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　　木原　稔

外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○防衛大臣臨時代理解職

同　　赤間　二郎（あかま二郎）

防衛大臣小泉進次郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上二月十六日）

法　務　省

法制審議会委員に任命する（二月十五日）　　洲崎　博史

秋山　靖浩　今津　綾子　上田　竹志

奥津　周　尾崎　悠一　亀井　弘泰

川嶋　隆憲　諏訪　智紀　髙尾慎一郎

舩津　浩司　本多　貞雅　矢野　領

山下　徹哉　渡辺　達徳

判事兼簡易裁判所判事　　内林　尚久

同　　田中　昭行

令和八年司法試験予備試験考査委員に任命する

任期は令和九年二月二十八日までとする（各通）

検事　　入江　暁

同　植松　秀治　同　庄野　啓子

同　丹﨑　弘

令和八年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は令和九年二月二十八日までとする（各通）（以上二月十六日）

最高裁判所

名古屋簡易裁判所判事　　戸田　久

名古屋簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（二月十三日）

○定年退官

簡易裁判所判事揖斐潔は二月十二日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、コソボの独立記念日につき、二月十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官　庁　事　項

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律に定める国土交通大臣の権限又は事務について委任を行うこととした件

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和４年法律第39号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、次の表の下欄に掲げる権限又は事務を、同表の上欄に掲げる機関に委任することとし、委任の効力の発生する日を令和８年２月18日とすることとしたので、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行令（令和４年政令第254号）第２条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年２月18日

国土交通大臣　金子　恭之

委任を受ける機関	委任する権限又は事務
海事局長	法第３章（第７条第１項を除く。）及び第４章の規定に基づく国土交通大臣の権限又は事務（国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和４年国土交通省令第85号）別表の２項に掲げる歳入等に係るものに限る。）
大臣官房会計課長	法第７条第１項の規定に基づく国土交通大臣の権限又は事務（国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和４年国土交通省令第85号）別表の２項に掲げる歳入等に係るものに限る。）

中国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十八日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字園字南屋敷五九六番一二から同町大字園字南屋敷五九六番一〇まで	
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留字樋口下一九三番四から同町はわい長瀬字高浜一五四三番一まで	
鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋字後谷五九六番六から同町大字八橋字御城ノ東九四九番一まで	
鳥取県東伯郡琴浦町大字別所字鐘鋳谷二七〇番二から同町大字別所字西谷尻五四七番二まで	
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕字荒神谷頭二二六番三から同町大字赤碕字五輪峰頭二八〇番三まで	
鳥取県西伯郡大山町下甲字中瀬二八〇番一から同町赤坂字井手領一一八九番一まで	
米子市淀江町中間字佐陀川端一一〇六番から同市淀江町佐陀字下灘河原東八〇五番一まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

(五) 占用を制限する理由　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年二月十八日

(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

法　務

公証人任免

横浜地方法務局所属公証人中嶋功は願により公証人を免ぜられた。

水本和彦は公証人に任命され、横浜地方法務局所属を命ぜられ、役場を設置すべき地を横浜市に指定された。（以上二月一日）（法務省）

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都板橋区小豆沢三丁目4番3号**株式会社TJMデザイン**の工場財団に、群馬県藤岡市上大塚1228番地1株式会社ＴＪＭデザイン藤岡工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和8年2月18日

前橋地方法務局高崎支局

河川法に基づく工作物返還に係る公示

利根川水系利根川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。

令和８年２月18日

関東地方整備局長　橋本　雅道

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　船舶（狩猟用）１艘

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

⑴　保管した工作物の放置されていた場所　茨城県古河市前林地先（向堀川排水樋管堤外水路）

⑵　当該工作物を除却した日　令和８年１月16日

3　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日　令和８年１月16日

⑵　保管の場所　茨城県古河市桜町４－８　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所　古河出張所

4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所占用調整課に申し出ること。

5　問い合わせ先　埼玉県久喜市栗橋北二丁目19－１　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所占用調整課　電話0480―52―3960

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年２月18日

近畿経済産業局長　武田　家明

名　　称	株式会社京阪カード
本店の所在地	大阪市中央区大手前一丁目７番31号
登録番号	近畿（ク）第17号
営業廃止年月日	令和７年９月30日

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第34条の４の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年２月18日

近畿経済産業局長　武田　家明

名　　称	株式会社京阪カード
本店の所在地	大阪市中央区大手前一丁目７番31号
登録番号	近畿（包）第35号
営業廃止年月日	令和７年９月30日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産管財人変更

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２号

兵庫県姫路市飾磨区中島3126番地の１
清算株式会社　日光テクニカ株式会社
代表清算人　地見　祐介
１　決定年月日　令和８年２月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（ヒ）第２号

沖縄県那覇市樋川１丁目13番６号
清算株式会社　株式会社柏豊物産
代表清算人　陳　　柏壽
１　決定年月日　令和８年２月４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
那覇地方裁判所民事第３部

特別清算終結

令和４年（ヒ）第２０７０号

東京都千代田区麹町１－８－14　麹町ＹＫビル２階
清算株式会社　株式会社ＤＳ
１　決定年月日　令和８年２月４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１０５号

（本店所在地）和歌山県紀の川市桃山町元123番地の１
清算株式会社　山紀運輸株式会社
代表清算人　三木　京子
１　決定年月日　令和８年２月３日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　定義
１　本協定において対象となる債権（以下「協定債権」という。）は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権（公租公課等）及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。
２　本協定における協定債権者とは、協定債権を有する、別表「協定債権者一覧表」に記載の債権者をいう。
第２　優先債権及び費用請求権に対する弁済
一般の優先権がある債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。
第３　一般条項
１　権利の変更
各協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。
２　残余財産判明時の処理
清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から換価に必要な費用を控除した残額を、別表「協定債権者一覧表」に記載の基準額の割合に応じて弁済する。
この場合において、協定債権者が前項に基づき行った債務の免除は、新たに発見された財産の換価代金から換価に必要な費用を控除した残額の限度において効力を失うものとする。
３　債権者変更の場合の取扱い
特別清算開始命令発令日以降、協定債権の全部又は一部に債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定の条項を適用するものとする。
（別表省略）
以上
和歌山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

令和八年二月十八日
札幌市西区宮の沢一条四丁目一番三号
（甲）株式会社モトーレン札幌
代表取締役　竹内　嘉浩
北海道北斗市七重浜六丁目一五番一七号
（乙）株式会社モトーレン道南
代表取締役　竹内　嘉浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年二月十八日
千葉県長生郡一宮町一宮二四二二―一
（甲）合同会社ＦａｃｔＤｒｉｖｅｎ
代表社員　篠原　主税
東京都品川区上大崎二丁目一〇番三四―四―四一五号
（乙）ダンボカンパニー合同会社
代表社員　篠原　主税

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年二月十八日
千葉県松戸市新松戸六丁目七〇番地
（甲）合同会社ＴＯＧＯ
代表社員　後藤　達彦
千葉県松戸市新松戸六丁目七〇番地
（乙）合同会社インシスト
代表社員　後藤　達彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月三十一日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.sbivc.co.jp
（乙）https://www.bitpoint.co.jp/

令和八年二月十八日
東京都港区六本木一丁目六番一号
（甲）ＳＢＩ　ＶＣトレード株式会社
代表取締役　近藤　智彦
東京都港区虎ノ門四丁目二番三号
（乙）株式会社ビットポイントジャパン
代表取締役　中田　健

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月三十日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://motoren-sapporo.bmw.jp/ja
（乙）https://motoren-hakodate.bmw.jp/ja

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月十日
掲載頁　四頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　九十八頁（号外第一六六号）
令和八年二月十八日

東京都渋谷区渋谷三丁目一二番一八号
（甲）日本トータルテレマーケティング株式会社
代表取締役　境　千春

東京都港区赤坂五丁目三番一号
（乙）株式会社博報堂ＣＳグループ
代表取締役　林　義和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月十日
掲載頁　四頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　一一六頁（号外第一六六号）
令和八年二月十八日

東京都渋谷区渋谷三丁目一二番一八号
（甲）日本トータルテレマーケティング株式会社
代表取締役　境　千春

東京都江東区豊洲五丁目六番一五号
（乙）株式会社博報堂コネクト
代表取締役　村田啓多郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三日
掲載頁　五十八頁（号外第一五二号）

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十月二十一日
掲載頁　七頁
令和八年二月十八日

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー一七階
（甲）ブルーム1株式会社
代表取締役　小林　仁

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー一七階
（乙）南方分割株式会社
代表取締役　鬼塚　哲郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://www.softbanktech.co.jp/
令和八年二月十八日

東京都港区海岸一丁目七番一号
（甲）ソフトバンク株式会社
代表取締役　宮川　潤一

東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号
（乙）ＳＢテクノロジー株式会社
代表取締役　阿多　親市

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月二日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://cityroad.jp/

（乙）https://www.touken-c.co.jp/index.html
令和八年二月十八日

東京都品川区東品川三丁目三二番二〇号
（甲）シティロード株式会社
代表取締役　府川　哲

東京都品川区東品川三丁目三二番二〇号
（乙）株式会社トウケン
代表取締役　栗田　智則

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年三月二十三日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　一六一頁（号外第一三九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月八日
掲載頁　九十六頁（号外第一八一号）
令和八年二月十八日

神奈川県横浜市西区みなとみらい五丁目一番二号　（甲）関西ペイント販売株式会社
代表取締役　桑原　康

大阪市東淀川区西淡路三丁目一五番二七号
（乙）久保孝ペイント株式会社
代表取締役　本田　大作

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://www.gunze.co.jp/ir/library/group/seesay.html
令和八年二月十八日

京都府綾部市青野町膳所一番地
（甲）グンゼ株式会社
代表取締役　佐口　敏康

大阪市北区梅田二丁目五番二五号ハービスＯＳＡＫＡオフィスタワー
（乙）株式会社SEESAY
代表取締役　奥田　洋一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日

大阪市中央区伏見町三丁目一番一号
（甲）合同会社シックスソーラー
代表社員　吉見　哲朗

兵庫県尼崎市長洲本通一丁目四―一八ヴィラレオーネ一〇一
（乙）合同会社サンエナジー
代表社員　井上　真吾

岡山市北区京橋町六―二二ホースビル京橋町一〇二　（丙）合同会社セブンソーラー
代表社員　吉見　哲朗

兵庫県丹波市市島町市島一一七―一三
（丁）合同会社フォーインベスト
代表社員　吉見　哲朗

大阪市中央区難波千日前一五番一五号ＢＲＡＶＥ難波五〇三号
（戊）合同会社イレブンタイムズ
代表社員　吉見　哲朗

札幌市厚別区厚別中央二条四丁目九―一五
新札幌中央メディカルビル三階
（己）合同会社トエルブタイムズ
代表社員　吉見　哲朗

鹿児島市中央町二二―六アエールプラザ三階三一八号
（庚）合同会社ファイブオート
代表社員　三村　英生

兵庫県丹波市市島町市島一一七―一三
（辛）合同会社ナインソーラー
代表社員　吉見　哲朗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の総社員の同意は令和八年三月二十五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日

兵庫県神戸市北区山田町上谷上字上ノ山六番二号　（甲）こもれび薬局合同会社

代表社員　植芝　亮太

兵庫県神戸市北区山田町上谷上字上ノ山六番二号　（乙）合同会社ゼットフラッグ

代表社員　植芝　亮太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日

神戸市中央区琴ノ緒町五丁目四―二一三共三宮ビル三階

（甲）合同会社エムツーラボ

代表社員　安田　修平

兵庫県加古川市平岡町土山九〇九番地三三

（乙）合同会社エムエイトラボ

代表社員　三村　英生

大阪市浪速区難波中二丁目六番地一五ユーアイプラザビル五〇五号室

（丙）合同会社エムテンラボ

代表社員　三村　英生

神戸市垂水区高丸一丁目一番二四号

（丁）合同会社エムナインマテリアル

代表社員　三村　英生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月五日

掲載頁　二頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　五頁

令和八年二月十八日

岡山県岡山市北区南方三丁目七番一七号

（甲）株式会社ベネッセコーポレーション

代表取締役会長兼社長　岩瀬　大輔

東京都新宿区西新宿二丁目一番一号新宿三井ビルディング

（乙）Ｃｌａｓｓｉ株式会社

代表取締役社長　竹岡　章

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月五日

掲載頁　二頁

令和八年二月十八日

岡山県岡山市北区南方三丁目七番一七号

（甲）株式会社ベネッセホールディングス

代表取締役　小林　仁

岡山県岡山市北区南方三丁目七番一七号

（乙）株式会社ベネッセコーポレーション

代表取締役会長兼社長　岩瀬　大輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日

山口県岩国市藤生町三丁目二二―一五

（甲）合同会社テンソーラー

代表社員　吉見　哲朗

東京都荒川区西日暮里三丁目六―一五―三Ｆ

（乙）合同会社エイトインベスト

代表社員　吉見　哲朗

兵庫県西宮市高松町一―一三

（丙）合同会社ワンファイブエステート

代表社員　吉見　哲朗

秋田県秋田市東通二―一―一七

（丁）合同会社ワンスリーエステート

代表社員　吉見　哲朗

神戸市中央区浜辺通六丁目一番一―一六一〇号

（戊）合同会社ワンフォーエステート

代表社員　吉見　哲朗

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＫｉｄｓ＆Ｆａｍｉｌｙ事業本部の「いぬのきもち」「ねこのきもち」ブランドの雑誌・Ｗｅｂメディア、動物病院向けＩＣＴサービス等を含むペット関連事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月十六日

掲載頁　二十七頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月五日

掲載頁　二頁

令和八年二月十八日

東京都新宿区西新宿二丁目三番一号新宿モノリスビル

（甲）株式会社ベネッセスタイルケアグループ

代表取締役社長　小林　仁

岡山県岡山市北区南方三丁目七番一七号

（乙）株式会社ベネッセコーポレーション

代表取締役会長兼社長　岩瀬　大輔

吸収分割公告

当社は、吸収分割により第一Ｑソーラー合同会社（住所東京都港区芝四丁目一三番二号）の電力会社向け再生可能エネルギー電気供給事業に関する権利義務を承継し、また、吸収分割により第四Ｑソーラー合同会社（住所東京都港区芝四丁目一三番二号）の電力会社向け再生可能エネルギー電気供給事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

宮崎高原ソーラー合同会社

代表社員　一般社団法人宮崎高原ソーラーマネジメント

職務執行者　三品　貴仙

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割により八洲ＥＩテクノロジー株式会社（乙、住所東京都千代田区神田駿河台三丁目四番地）の情報通信機器の販売及び保守事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二二六頁（号外第一六九号）

令和八年二月十八日

東京都港区新橋三丁目一番一号

八洲電機株式会社

代表取締役社長兼グループＣＯＯ

清宮　茂樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のデータセンター事業及びクラウド、ネットワークサービスに関わる顧客契約に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させること、乙は甲のクラウドサービス「ホワイトクラウド　ＡＳＰＩＲＥ」及び「ホワイトクラウド　デスクトップサービス　スタンダード」に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十三日

掲載頁　三一〇頁（号外第一六八号）

令和八年二月十八日

東京都港区海岸一丁目七番一号

（甲）ソフトバンク株式会社

代表取締役　宮川　潤一

東京都港区海岸一丁目七番一号

（乙）株式会社ＩＤＣフロンティア

代表取締役　鈴木　勝久

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のチケット事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年三月二十五日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十日
掲載頁　九十五頁（号外第二十九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月七日
掲載頁　一〇二頁（号外第一五五号）

令和八年二月十八日
東京都港区三田二丁目一〇番四号
（甲）株式会社ＥＣＢＯスクエア
代表取締役ＣＥＯ　森　髙幸
東京都港区三田二丁目一〇番四号
（乙）株式会社テイパーズ
代表取締役社長　森　髙幸

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ディ・ティ・ネクスト（乙、住所大阪市中央区日本橋一丁目二二番二五号）のすべての事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月三十日
掲載頁　六十六頁（号外第一二〇号）

令和八年二月十八日
京都府久世郡久御山町下津屋北野四六番地二
株式会社Plan・Do・See FACTORY&LABO
代表取締役　西村　穣

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙が茨城県坂東市緑の里一六に所在する坂東工場にて営む分析、前処理、精製及び仕掛品に係る貴金属の販売事業に関する権利義務を承継し、乙はこれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議はいずれも令和八年三月二十七日を予定しております。

この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.asahipretec.com/notice/
（乙）https://www.asahimetalfine.com/notice/

令和八年二月十八日
兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町二一番地
（甲）アサヒプリテック株式会社
代表取締役　岩佐　義仁
東京都千代田区丸の内一丁目七番一二号
（乙）アサヒメタルファイン株式会社
代表取締役　田嶋　伸夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は吸収分割契約に定めた乙が経営する太陽光発電事業に関する一切の権利義務並びに飲食店の事業及び不動産の賃貸・管理等の事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況はいずれも次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月三日
掲載頁　六十頁（号外第二六五号）

令和八年二月十八日
岡山市北区天神町一番一九号
（甲）株式会社れいわ
代表取締役　川﨑　宣孝
岡山市北区天神町一番一九号
（乙）株式会社ＩＰＰＯ
代表取締役　川﨑　宣孝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日
さいたま市大宮区東町一丁目六六番地一―一階
アーステック合同会社
代表社員　山口　智久

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日
東京都港区南青山二丁目二番一五号ウィン青山九四二
A.ii Studio合同会社
代表社員　飯田　英彰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日
東京都墨田区両国一―三―一一アオヤギ両国ビル五〇一号室
東京マイクロコンポーネンツ合同会社
代表社員　後藤　達彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日
東京都目黒区大橋一丁目三番八号Ｂｎｄ
Ｂｌｄｇ六階
合同会社ＨＩＧＨ
代表社員　二宮　俊

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日
東京都中央区日本橋室町四丁目一番八号
合資会社杉山モータース
代表社員　杉山　聡

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、組織変更後の商号は株式会社磯部商店とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日
神奈川県横須賀市不入斗町三丁目六一番地
和田方
合資会社磯部商店
代表社員　磯部　建多

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＴＯＪＩとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日
長野県諏訪郡富士見町富士見三七八五番地
三富士見森のオフィス　Ｂｅｔｈ合同会社
代表社員　高柳　祐人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＳＨＩＴＡＬとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日
名古屋市熱田区神宮三丁目五番六号
ＳＨＩＴＡＬ　ＥＮＴＥＲＰＲＩＳＥＳ
合同会社
代表社員　スレシュタ・シャム・クマル

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日
愛知県半田市青山三丁目二六番地の四・三Ｆ
Ｍａｋａｎａ合同会社
代表社員　與那原　功

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年二月十八日
大阪市中央区高津三―一五―六グランドパレス夕陽ヶ丘四〇六　合同会社ＫＡＴＳ
（法人番号　6120003025869）
代表社員　左右田　洸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり組織変更後の商号は株式会社ＩＯＲＩとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日
和歌山県和歌山市新在家一七三番地二
合同会社池上商事
代表社員　池上　真

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社森本金物店とします。

効力発生日は令和八年四月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年二月五日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日

熊本市中央区新屋敷三丁目一三番四号

合資会社森本金物店

代表社員　森本正治郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ヤギとします。効力発生日は令和八年四月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年三月一日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十八日

沖縄県那覇市首里末吉町二丁目一四一番地の三九

合資会社屋宜商店

代表社員　屋宜マサ子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　五十三頁（号外第一四一号）

令和八年二月十八日

秋田県湯沢市表町二丁目一番一五号

小安地熱株式会社

代表取締役社長　内田　淳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百五十万円減少し、五百万円とすることといたしました。減少する資本金の額九百五十万円は、全額を資本準備金といたします。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

amm.co.jp/koukoku

令和八年二月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目一八番一二号

ＡＭＭ株式会社

代表取締役　伊良木メディ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億九千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月十三日

掲載頁　五十四頁（号外第六号）

令和八年二月十八日

東京都大田区矢口三丁目八番一五号

株式会社ｉＦａｃｔｏｒｙ

代表取締役　齊藤　隆夫

資本金の額の減少公告

当社は、令和八年三月十八日から同年三月十九日までの日を払込期間とする株式の発行があった場合には、資本金の額を六億円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　三十三頁

令和八年二月十八日

東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号

三菱地所ホーム株式会社

代表取締役　細谷惣一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億千九百九十一万七千六百九十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://establish.moneyforward.com/announcement/454881

令和八年二月十八日

東京都渋谷区神山町五番二〇号

Ｍ＆Ａ　Ｌｅａｄ株式会社

代表取締役　坂本　慧

令和八年二月十八日

長野県木曽郡大桑村大字須原一五七一番地二

有限会社坂本木工所

取締役　坂本　五月

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十三億一千四百五十万円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十八日

東京都千代田区内幸町一丁目五番三号

ＴＥＰＣＯデジタルインフラ株式会社

代表取締役　北島　悟志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千五百万円減少し、一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十三日であり、株主総会の決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は、令和八年二月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十三日

掲載頁　九十一頁（号外第一三一号）

令和八年二月十八日

東京都江東区豊洲二丁目二番一号

豊洲ベイサイドクロスタワー

Ｌａｓｅｒ　Ｄｉｇｉｔａｌ　Ｊａｐａｎ

株式会社　代表取締役　工藤　秀明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十八日

山梨県中央市西花輪四三七七

有限会社タケダコーポレーション

代表取締役　武田　明大

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六〇〇万円減少し七〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十八日

福岡県福岡市中央区天神一丁目一一番一号

サウスゲート都市開発株式会社

代表取締役　香山　太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十八日

鹿児島県霧島市牧園町高千穂三八六四番地六八

白水越地熱株式会社

代表取締役　末岡　慎也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月十三日

掲載頁　二十九頁

令和八年二月十八日

鹿児島県南九州市知覧町郡五五〇〇番地

南薩観光株式会社

代表取締役　新屋進一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少し八千五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、株主総会の決議は令和八年三月十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十七日

掲載頁　一五四頁（号外第二七五号）

令和八年二月十八日

沖縄県那覇市久茂地二丁目二番二号

株式会社ブルーブックス

代表取締役　志茂　英之

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を百三十億円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年三月二十四日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

令和八年二月十八日

東京都港区芝五丁目二九番一一号

株式会社ユーグレナ

代表取締役　出雲　充

準備金の額の減少公告

当社は、株式会社前田技建工業との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十八日

熊本県合志市福原一〇〇〇番地一

株式会社前田技建工業ＨＤ

代表取締役　坂田　康臣

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十四億円、資本準備金の額を二十五億円減少し、それぞれ資本金の額を一億円、資本準備金の額を零円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年二月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終貸借対照表はありません。

令和八年二月十八日

東京都中央区日本橋室町三丁目二番一号

ららアリーナ名古屋株式会社

代表取締役　松野健太郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千四百万円、資本準備金の額を一億八千四百万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年三月十九日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月九日

掲載頁　二頁

令和八年二月十八日

神戸市中央区新港町一一番一号

ＳＵＰＥＲ　ＹＡＣＨＴ　ＢＡＳＥ　ＫＯＢＥ株式会社

代表取締役　平　拓也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十八日

埼玉県入間市狭山台四の一五の一〇

日新化工株式会社

代表取締役　名武　和寛

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十八日

神奈川県相模原市中央区淵野辺本町二丁目一六番二四号

株式会社ロイヤルグリーンメンテナンス

代表取締役　小林　由幸

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十八日

京都市伏見区銀座町一丁目三五六番地二

株式会社ニューヨーク・ニューヨーク

代表取締役　小﨑　昌平

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資三千四百六十五万千三百八十六口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年三月十九日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＡＰ　ＪＮＲＰ２Ｃ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資十万二千七百五十口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年三月十九日までに当社にご提出ください。

令和八年二月十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

特定目的会社ＬＣＪ熊谷

取締役　名古路秀和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五百十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://asuna-accounting.com/company/a4jpah.html

令和八年二月十八日

東京都中央区日本橋三丁目九番一号日本橋三丁目スクエア一一階

ＡＪＰ　Ｋｙｏｔｏ　Ｋｕｊｏ　Ｈｏｔｅｌ特定目的会社

取締役　加藤　順一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十七億四千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asuna-accounting.com/company/a4jpob.html

令和八年二月十八日

東京都中央区日本橋三丁目九番一号日本橋三丁目スクエア一一階

ＡＪＰ　Ｏｃｔｏｂａｌ特定目的会社

取締役　加藤　順一

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を、二十億五千五百万円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/ir/s09364-9vfp2/

令和八年二月十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

特定目的会社ＬＣＪ熊谷

取締役　名古路秀和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十一億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/daimyo_tmk

令和八年二月十八日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内

ダイミョウ特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://snmm.jp/koukoku/tmk_tokyo_tnl/

令和八年二月十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

特定目的会社東京ＴＮ１

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十七億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和七年五月九日付官報の号外第一〇三号六十六頁に掲載されています。

令和八年二月十八日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル六階

ＣａｐｉｔａＲｅｔａｉｌ　ＬＰＭ特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四億六千四百七万五千二百九十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001029/qy43/

令和八年二月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＡＰ　ＪＮＬＧ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億千六百九十万九百四十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000996/7p7e/

令和八年二月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＡＰ　ＪＮＲＰ２特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九千七百三十八万四千三百五十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001168/be87/

令和八年二月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＡＰ　ＪＮＲＰ２Ｂ特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千四百六十五万千三百八十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001399/94ho/

令和八年二月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＡＰ　ＪＮＲＰ２Ｃ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

債権申出の催告（第三回）

当社規約型企業年金は、令和八年一月九日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことで厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは、本公告第一回掲載（令和八年二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十八日

東京都中央区日本橋箱崎町三六番二号

サンテレホン株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

大澤　正康

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成十九年七月二十六日（号外第百六十四号）文部科学省告示第百七号（特別史跡に地域を追加して指定する件）（原稿誤り）				
一七	上	表中関係告示欄中終りから三～一号	平成五年文部省告示第百五十一	平成五年文部省告示第百五十二
平成二十二年八月五日（号外第百六十四号）文部科学省告示第百二十六号（特別史跡に地域を追加して指定する件）（原稿誤り）				
三五	下	表中関係告示欄中終りから五～三号	平成五年文部省告示第百五十一	平成五年文部省告示第百五十二
平成二十四年一月二十四日（号外第十五号）文部科学省告示第七号（特別史跡に地域を追加して指定する件）（原稿誤り）				
四	下	表中関係告示欄中終りから七～五号	平成五年文部省告示第百五十一	平成五年文部省告示第百五十二
平成二十五年三月二十七日（号外第六十三号）文部科学省告示第四十三号（特別史跡に地域を追加して指定する件）（原稿誤り）				
三六	上	表中関係告示欄中一四～一六号	平成五年文部省告示第百五十一	平成五年文部省告示第百五十二
平成二十六年三月十八日（号外第五十五号）文部科学省告示第三十三号（特別史跡に地域を追加して指定する件）（原稿誤り）				
一二	下	表中関係告示欄中終りから一一～九号	平成五年文部省告示第百五十一	平成五年文部省告示第百五十二